事　務　連　絡
令和８年 11 月 13 日

別記団体　御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省政策統括官付情報政策総括担当参事官室

国家資格に係る資格情報のデジタル化・確認方法について

厚生労働行政の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国家資格に係る申請等手続のオンライン化について（周知）」（令和８年 11 月 13 日付け事務連絡）において、マイナンバーカード、マイナポータル、国家資格等情報連携・活用システムを活用した申請等手続がオンライン化される旨周知したところです。

今般、国家資格に係る申請等手続のオンライン化と同時に、資格情報のデジタル化による「デジタル資格者証（※１）」の発行が可能となりました。

このため、採用時における資格情報の確認には、デジタル資格者証を利用することが可能となりますので、免許証原本の提示と同様に取り扱っていただきますようお願いいたします。

この際には、マイナンバーカードの提示を求め、「マイナンバーカード対面確認アプリ（※２）」による IC チップ情報の読み取りを行い、本人であることを御確認ください。併せて、提示されたマイナンバーカードを用いて、マイナポータルを通じたデジタル資格者証の表示を求め、表示されたデジタル資格者証の二次元コードをスマートフォンのカメラ等で読み取ることで、資格情報の有効性の確認を行ってください。なお、本人であることの確認及び資格情報の有効性の確認に関しましては、別添「資格情報の確認方法について」を御確認ください。また、採用する事業者側で資格情報を保管しておく必要性がある

場合は、①「マイナンバーカード対面確認アプリ」より出力可能な「本人確認記録」、②デジタル資格者証、③資格情報の有効性確認画面をそれぞれ印刷し、併せて保管するようにしてください。

※１　「デジタル資格者証」は、厚生労働省が発行する免許証原本、または各団体から発行される資格証とは異なりますので、御留意のほどお願いいたします。
※２　デジタル庁が提供するマイナンバーカードに格納された氏名などの本人情報を確認するためのアプリ

つきましては、貴団体におかれましては、資格情報のデジタル化について、関係団体・資格保有者への周知に御協力いただくとともに、新規に免許申請を行う者又は資格保有者の利用促進に向けて、格別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

（連絡先）
電話番号（代表）03-5253-1111
【医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師に関すること】
厚生労働省医政局医事課免許室　近藤、今、鈴木（内線 4160、2250）
【医師臨床研修修了者に関すること】
厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室　片山、酒井（内線 4123）
【歯科医師臨床研修修了者に関すること】
厚生労働省医政局歯科保健課　湊、四家（内線 4086、2618）
【医師少数区域経験認定医師に関すること】
厚生労働省医政局医事課　神宮寺、富永（内線 4148、4047）
【薬剤師に関すること】
厚生労働省医薬局総務課試験免許係　佛圓、岩村（内線 2715、2198）
【国家資格等情報連携・活用システムに係る総合的な照会に関すること】
厚生労働省政策統括官付情報政策総括担当参事官室　西上（内線 7784）